

一九三九年英ポーランド相互援助条約の締結 (一)

北島平一郎

もくじ

はしがき

一 第一次世界大戦後ポーランドの外交・条約関係

二 ポーランドの外交

ドイツの対ポーランド要求

ルテニアとハンガリー

独ポ両国外相ワルソー会談

三 英国宥和政策の転換

英国の対ポーランド独立・領土保障

英仏対ポーランド保障への道

ベック外相の英京訪問

英国独立保障の拡大

ダンチツヒ情勢の緊迫 (以上本号)

は し が き

筆者はさきに大阪経済法科大学法学論集に「一九三九年不可侵協定への独ソ交渉の端緒」と「一九三九年英仏ソ三国交渉と軍事会談」の小論をそれなりに発表した。これらにつき大方の御叱正を乞い上げている次第であります。今回表題の如く、これらの関係につき、尚、英ポーランド両国関係を筆者なりに論じることとした。これについてももとより問題は多く、また多岐にわたっていて、よく小論のこれらをおおうことは勿論出来ない次第ですが、敢えてその一端につきこれを試みる次第です。

ポーランドと英国の結びつきは甚だ迂遠で、最初は、両国夫々相手方との結合を考えなかつた。それがポーランドの対独ソ安全保障体制が破綻することから両国の急速な接近結合となるものです。小論は二部にわかれ、一部では英ポーランド両国接近の経緯を、二部では英ポーランド同盟条約の締結をとりあげます。これにつき、大方の御叱正を得ることをえますれば筆者望外の喜びであります。

一 第一次世界大戦後ポーランドの外交・条約関係

一九三九年八月二三日、独ソ両国間に不可侵協定が結ばれた。その内容は、ポーランドの両国による分割を主としたものであった。これは内容というより、両国結合の為の餌であったと言った方が適切なのかも知れない。それ程この挙が悪業であったことは、言う迄もない。それは第一回ポーランド分割（一七七二年、一七九三年、そして一七九五年）よりも、一挙に戦争と流血を以て分割を果した点、尚一層の地獄の悪業であったと言える。小論においては、

同協定への英仏ポーランド三国の外交的対応をそれなりに考究する。ポーランドは、第一次世界大戦の終結と共に中世大ポーランドの版図回復を呼号して近隣諸地域に侵入し（ガリシア、テッサン、ビルナ、グロドノ等）、目ざましいところではドイツから、上部シレジアをほとんど奪取（人民投票の結果を自国有利にまげてダンチヒを自由市とし、所謂回廊地方を奪取したのはベルサイユ平和の解決⁽²⁾）。ソ連からはカーゾン・ライン（Ligne Curzon）を東へ一五〇哩も喰いこんでソ連領土をかすめとった。この一挙は、ソ連との戦争となり、最後ポーランドはこれに勝利を収めて意気頗る上ったのであった（一九二〇・四—一九二一・三・一八、*Traité de Riga*⁽³⁾）。

第一次世界大戦直後のポーランドの対外政策実行は、かくの如く強行策一点張りであった。この意味からすると一九三九年の独ソ両国によるポーランド分割は、そのおかしとして、奪われたものをとりかえし、ことのついでにポーランド本体まで奪いってしまったものとも言える。この事あるを恐れてポーランドは、第一次世界大戦後国境をあくまで防衛する為、種々の迷惑をこらした外交を展開した。そして最も恐ろしい独ソ二国との関係良好を果すことに腐心すると共にフランス安全圏に身を投じて国際連盟の枠の中で、そこに自国の安全保障を求めたのである。前者の主なものには、ドイツ・一九三四年一月二六日・*Pacte germano-polonais de non-intervention*⁽⁴⁾。ソ連とは、一九二九年・戦争放棄の協定をエストニア、ラトビア、ルーマニアと締結⁽⁵⁾。一九三二年七月二九日・*Traité de non-agression russo-polonais* を得た⁽⁶⁾。これは、一九三四年五月五日、ドイツのそれと同様に期限一〇年に延長された⁽⁷⁾。フランス安全保障は、同国との間に一九二二年二月二日・*Pacte consultatif et Convention militaire franco-polonaise* を得⁽⁸⁾。一九二五年一〇月一六日・*Traité d'assistance mutuelle franco-polonais* を得た⁽⁹⁾（こゝではロカルノ条約の一環をなすものであった）。この他小協商に参画するものとしてルーマニアとの間に一九二二年三月三日、

一九二六年三月二六日に同盟、相互保障条約を締結している。

これらがポーランドの第一次世界大戦以来の自国膨張と安全保障の為の外交であった。こうみてきて直ちに感得出来るのは、ここに西欧陣営一方の雄である英国の姿がないことである。国際連盟の主要支柱国であるそれが全くここには姿をみせていない。まことに奇妙な外交現象である。英国が近づかなかったのか、ポーランドが近づかなかったのか。とにかく両国の結びつきはない。この二国の動向——最後は英国の対ポーランド独立・領土的一体保障と英ポ

ーランド同盟条約 (*Traité d'alliance anglo-polonaise de 25 août, 1939*)⁽²¹⁾となる——を検討し跡づけることが、小論の目的である。英国側のこれについての思惑は、前拙稿⁽²¹⁾でふれたので、ここでは繰り返さない。従って小論では、ポーランドの動きが中心となる。このことをドイツの一九三九年三月一五日、チエッコスロバキアの解体以後の対ポーランド活動から筆をすすめるところとする。

Abbreviations

- DDF. Documents diplomatiques français, 2e Série (1936-1939), ministère des Affaires étrangères, Commission de Publication des Documents relatifs aux Origines de La Guerre 1939-1945, Imprimerie nationale, 1972.
- hd (1919-1990). *histoire diplomatique de 1919 à nos jours*, Jean-Baptiste Duroselle, Dalloz, 10e édition, 1990.
- DjB. *Diplomat in Berlin, 1933-39, Papers and Memoirs of Józef Lipski, Ambassador of Poland*, edit. by Wacław Jedrejewicz, Columbia Univ. Press, 1968.
- DBFP. *Documents on British Foreign Policy, 1919-1939, Third Series*, H.M.S.O. 1951.
- FP. *La Faillite de la Paix, de l'Affaire étiopienne à la Guerre (1936-1939)*, Maurice Baumont, Presses universitaires de France, 1968.
- WAB. *The World Almanac Book of World War II, the complete and comprehensive documentary of World War II*, edit.

- by Brigadier Peter Young, A Bison Book Limited, 1981.
- FPP. Foreign Policy of Poland, 1919-1939, From the Rebirth of the Polish Republic to World War II, Roman Debicki, Frederick A. Praeger, 1962.
- MIT. The Major International Treaties, 1917-1973, A History and Guide with Texts, J.A.S. Grenville, Richard Clay(The Clauer Press), Ltd, 1974.
- VAHD. Vingt Ans d'Histoire diplomatique, 1919-1939, Jacques Chastenet, Editions du Milieu du Monde, 1945.
- (1) 大阪経済法科大学法学論集(以下法学論集)第三十号(一九九三・三)『拙稿、一九三九年不可侵協定への独ソ交渉の端緒』四七—四九頁。
- (2) MIT. p.43.
- (3) Hd(1919-1990). pp. 44-46.
- (4) *ibid.* p. 169.
- (5) MIT p. 109.
- (6) *ibid.* p. 145.
- (7) *ibid.* p. 147.
- (8) *ibid.* p. 116. (Franco-Polish Agreement, 19 February 1921. Secret Franco-Polish Military Convention, 21 February 1921.)
- (9) VAHD. p. 67.
- (10) *ibid.* p. 166.
- (11) 法学論集第三十一号『拙稿、一九三九年英仏ソ三国交渉と軍事会談』

二 ポーランドの外交

ドイツの対ポーランド要求

ヒットラーの外交と戦略は、勿論チェッコスロバキア解体の成功とそれ以前とは根本的に異なる。彼は、チェッコ以前その政戦略を西欧第一に指向していた。彼がポーランドを第一敵国としてその視野に入れるのは、チェッコ後のこととされる。即ち、彼はフランスを動揺させ、英国を脅威することをまず第一とし、その為、オランダに侵攻することを考えていた。これがうまくゆけば、自ら東方進撃への道が開けるといふのであった。

それが、ズデーテン地方獲得、チェッコスロバキア諸地域の分割（独、ハンガリー、ポーランド等）という驚く程の大戦果を一兵も動かすことなく成就したヒットラーは、その発想を一八〇度転回してまず、ポーランドへ彼の歩武を進めることを第一目標とするに至った。⁽¹⁾一九三八年一〇月二四日、チェッコの屈服、英仏両国の敗北が明白となった時点で早くもヒットラーはそれへの瀬踏みをするのである。ポーランド武力進攻（策戦白、Operation white⁽²⁾）の決定は、チェッコ解体、英国の対ポーランド独立保障附与の直後、一九三九年四月三日となる。一九三八年一〇月二四日、リップントロップは駐独ポーランド大使リプスキ（Josef Lipski）をベルヒテスガーデンに招致し、独ポ関係の世界史的解決（Gesamtlösung）と自称するプランを彼に示した。⁽³⁾（一）ダンチツヒのドイツ編入。ポーランド・ポメラニアを横切る治外法権のハイウエイと鉄道の建設。（二）独ポ相互不侵略宣言の期間二五年への延長。（三）ポーランドの防共協定（anti-Comintern Pact）加入。⁽⁴⁾ポーランドは、一九二一年二月九日、一九二五年一〇月一六日と再度にわたってフランスと協定、同盟を締結⁽⁴⁾。小協商と共にその与党となつてベルサイユ体制支持派の巨頭（？）となつてい

た。しかしその膨張主義は、旧ポーランド王国の版図回復呼号となって隣接各国と紛擾をくりかえし、一九二〇年には早くも独立ポーランドの国境画定にあきたらずとし、連合国最高会議の決定をくつがえして、ポーランド新国境をバググ河線（カーゾンライン）からソ領・白ロシア、ウクライナに一五〇哩もくいこんだ南北線に決定していた。この為、ソ連邦（一九二〇年四月—一九二一年三月）と激しい戦争をくりひろげたのであった。この後ポーランドは所謂大国主義外交をふりかざして行動、その変幻自在の外交は、情勢の推移・変化と共に自らフランス陣営にとどまらず一九三二年七月二五日、一九三四年五月五日と旧敵国ソ連邦に接近、協定、並びに不侵略協定を締結するに至っていた。⁽⁵⁾ポーランドとソ連の結合は、フランスがソ連邦と同じく一九三二年一月二九日、一九三五年五月二日と協定、相互援助条約を締結、協同するので、そのフランス陣営の枠組の中の行動と言えなくもなかったが、一九三四年一月二六日、ドイツに接近して、それとの間に締結したドイツ、ポーランド不侵略協定は、明らかにフランス陣営から乖離したポーランド独壇上の離れ業外交の展開と言えた。この様にポーランドは、ソ連、ドイツの両敵国にはさまたれた歴史的、地政学的弱点を自ら積極外交をふるうことによって遮二無二転換し、情況の換骨奪胎をはからんとしたのであった。⁽⁶⁾それが、ここへきて、縷述したヒットラー驀進の結果、この要求に逢着したのであった。仏独ソ三国を手玉にとる外交の展開は、ポーランドにとり、力にすぎ、荷が重すぎるという批判がここで、俄然注目されることとなる。リッベントロップの要求に対し、リプスキは次の様に答えるのがやつとであった。ヒットラーを筆頭にナチ・リーダー達は、これ迄くりかえしダンテヒとドイツは、ポーランドがダンテヒのドイツ民族の事象に何ら干渉しない限り、自由市におけるポーランドの諸権利は、これを尊重する、と声明していたではないか、と。この要求に対するポーランドの判断は次の如くであった。①これによってドイツは廻廊問題を前面に持ち出し、またダンテヒ

をドイツに奪回する計画である。④防共協定へのポーランドの参加は、結局ポーランドのフランスとの紐帯をたち切り、はてはソ連と敵対してポーランドを孤立化させ、ドイツ征服政策の衛星にしまうものである、と。リッベントロップはこうも言った。ダンチッヒ解決がはかられば、カルパト・ルテニア問題で、ドイツはポーランドの要求に副うことも出来る、と。カルパト・ルテニアではウクライナ人自治要求が、ウクライナと結合した大ウクライナ国家建設への大合唱となっていた。ナチ・ドイツはローゼンベルグ (Alfred Rosenberg)、ゲッブルス、ゲシュタポ、軍等がこれを推進していた。それをやめさそうというのが独外相の交換提案であった。これにつき、勿論ソ連もウクライナ国創設には、反対であり、イタリアもドイツのバルカン、東欧進出阻止の目的で、ポーランドと同調的であったが、それは、ヒットラーの意向尊重の立場から何らかの動きに出ることは避けたい考えであった。

ルテニアとハンガリー

この複雑な情勢打開の為、ベックは、ハンガリーによるルテニア併合を考えた。これは結局一九三九年三月一五日、ヒットラーのポヘミア、モラビア占領、スロバキアの独保護領設定の結果、実現してしまふものであるが、このポーランドによるポ・ハ共同国境再確立の提案は、またこの時当然種々の波紋を関係国間に投げかけた。ポ・ハ国境は、一九一四年まで数世紀間続いていた（勿論、この時はポーランドはロシアの中の一地方であったが）歴史的なものであった。これを再構築することは、今日、当然急激な変化をそこへ導き入れる。ルーマニアはカロル二世がこれに反対であり、ヒットラーも反対であったし、イタリアは、チアノ外相のみがベックと同一歩調であったが、肝心のムッソリーニは反対であった。

これらリッベントロップ要求に対するポーランドの公式解答は、一月一九日になってリプスキから彼に伝達され

た。①ダンチツヒのドイツ国返還は拒否。代りに独ポ双務協定の締結を望む。これは連盟による保障に代るものとなる。②ハイウエイと鉄道については、解決が必ずや、はかられるであろう(リップスキの答は、②については実現の含みをもたず様な曖昧なものであった)。そして防共協定については、何らの言及がなかった。この拒否解答によって、しかし会談は決裂せず続行する。一九三九年一月五日、ベックは、彼の休暇からの帰途ベルヒテスガーデンに招請された。ヒットラーは、そこではリップベントロップの強硬態度とは様かわり、ドイツ要求問題について、ベックに柔軟な対応を示した。彼はこの問題について決して既成事実(fait accompli)のつくられることはない、と保障した。しかし、ヒットラーの言葉は、外交上決して守られることはない。それは、ズデーテン問題で証明済みである。彼の食言は、この後もどこまでも続く。条約も言質も彼にとつては無に等しい。そこに人は、彼の幻想(irrereden oder wahnsinnig)をみなければならぬ。結局、突然の災害をもたらすことになるそれを……。⁽⁸⁾

独ポ両国外相ワルソー会談

一九三九年一月末リップベントロップは、ポ都を訪問した。一九三五年ベックの訪独に対する答訪とされ、また独ポ宣言五周年祝賀記念と銘うたれたそれであった。リップベントロップは、大統領モシッキ(Ignaci Moscicki)、スミグリー・リッツ元帥(Marshal Smigly-Rydz)と会見した。彼等との会見はその線に副ったものであった。しかし、ベックに対しては、彼等の会見のとき、先の独要求がそのまま持出された。会見は両名のみで、二時間つづいたという。ベックは困惑したが、答は依然拒否であった。独外相は、ソビエト・ウクライナについて数回言及した。そして次の如く主張した。それが東からくるポーランドへの直接脅威の足場となる、この際ポーランド、ドイツ合作してこの脅威、そして共産主義浸透のそれを打破、阻止しなければならない、と。ヒットラーはソ連に対するポ軍の動員を必

要とし、それが対ソ戦争、中南部ソ連奪取作戦の場合の中核となることを側近に打明けていた。それが、その際敵に對し、同数の独国防軍を割愛し得ることとなる、と。これを背景としていた為か、リップントロップの對ポ要求は執拗であつた。しかしベックの拒否もまた執拗であつた。拒否しつづけることは何を意味するか。ポーランドはソ・ポ条約への忠誠を変える心算はなかつたことである。それはそれでよかつたとしても、独ソ兩強大國間に首鼠兩端を持したポーランドの大國外交は、ここへくると早くもその破綻が明確となつたと言わねばならず、ここまできての拒否の続行は、ポーランドがドイツ東方進撃の癌となることを意味する以外のものではなかつた。独ポ条約継続の価格は、まさにこれであつた。ポーランドにはとても支払いきれない。独都へかえつたリップントロップはこの情況をあらさまにヒットラーにつげた。会谈不成功の罪をすべてベックにおおいかぶさねばならない。ヒットラーは、しかし情勢上からか、一月三〇日の演説では、独ポ關係を依然ヨーロッパ政治生活における大きな安定的要素と主張しつづける、等した。ズデーテン解決を受けて欧州には、しかし乍ら、このヒットラー演説に象徴される様な樂觀ムードがただよう気配も無くもなかつたし、ミュンヘンで一旦避けられた戦争が、もう一度はこびこまれることはないという漠然とした安心的見透しもたゆたうのであつた。しかしダンチヒでは独ポ学生の衝突も起り、ワルソーの反独デモもこれを受けて生起していた。ベルリンその他で反ジュウリイ施策の中でポーランド・ジュウリイも虐待され、ワルソーでは新聞を中心にこれに抗議のカムペーンが張られていた。⁽⁹⁾二月末、チアノが、一月末のベルグラード訪問に続いてワルソーを訪れた。ベックのローマ訪問への答訪ということであつた。ポーランド側はこれを機会としてそれはベックとのローマ会谈のあとを受けるといふ形で、ハンガリー||ルーマニア協調、ハンガリー||ポーランド國境再建問題等イタリア側の氣をひくそれらを会谈の中で持ち出して見た。しかしチアノは、依然これらに冷淡な態度

で対蹠しただけであった。しかしこれらに、ルーマニア新外相ガフエルク (Grigore Gafencu) が彼等の従来のいきがかりを捨てて態度で賛意を表明した。これは、ポーランド側を喜ばせた。ガフエルクは、チアノの後でワルソーを訪問していたのであった。

三 英国有和政策の転換

英国の対ポーランド独立・領土保障

これらの空気をくつがえす様に三月一五日がやってきた。このことにつきポーランド側は何ら事前の通告を受けていなかった。しかしこの時、ポーランドは機をとらえてテッセン周辺を手中にするという挙に出た。ここにはポーランドのしたたかさが出ている。リプスキは独メメル併合条約締結の前夜二二日、リッベントロップと会見していたが、メメル問題については彼の質問に対し独外相は何らの示唆も与えなかった。ドイツのメメル併合は、ポーランドにとり重大な北からの脅威を構成した。三月一五日によってミュンヘン協定締結時のヒットラーの食言は、火をみるより明らかな事象として世界の面前に浮び上がった。「ズデーテンは(彼の)最後の領土要求」、「我々はこれ以上一人のチエッコ人も入用ではない」、といったその時の数々の誓言は、どこへいったのか、一体、それは何を意味していたのか、そしてヒットラーにとり誓約とは何を意味しているのか。これらにつき人々の恐怖といきどおりと疑問はつきなかつた。

ポーランドの外政は大揺れにゆれる。この事態で、それは自ら、自らのみをたのむという外交を依然とり得ない。右せんか左せんか。東が駄目なら西に向う。北がふさがれば南を開こう。しかもそれは他人を頼ってのことであった。

誰に安全を保障してもらうのか、保護してもらうのか、である。それをきめるのはポーランドである。これがポーランドの大国外交であった。

ドイツの強硬態度とミュンヘンの結末、そしてフランスのポーランド不信の増幅といった事態で、それは今回は、ソ独両国からはなれ、西に頭をめぐらして、早くにポーランドは英国に依頼する態度を具体化しようとしていた。独ソ両国にポーランド外交の運命をかけるという大晴業を自分からひっこめようというのであった。これは駐英ポーランド大使ラスジンスキー (Count Edward Raczyński) から英国政府に瀕踏みがなされ、ベックの訪英が四月に実現するということになって、議題も緊急性を帯び、一般情勢の検討から最近欧州情勢の変化について、という具体的なもの迄含むこととなっていた。三月一五日は、こうした中で生起し、ポーランドの対英接近が正解という望ましからぬ事態となったのであった。そして三月二〇日、英政府からの英仏ソ三国宣言にポーランドを含めるという提案がなされる。内容は、欧州国家に対する独立脅威の場合とるべき手段につき直ちに協議する、というものであった。しかし誰よりもポーランドがこれを拒否する。ポーランドの外交転換とそれを受けての欧州の情勢転換の中で、であった。理由は、依然対ソ不信とこの顔ぶれの宣言は、ドイツを刺激して、ポーランド切角の東欧フランス外交をつきくずし、ドイツよりする戦争の危険を増大さすというものであった。三月二三日、ベックは、ラスジンスキーを通じ、ドイツ侵攻の場合、無条件の英国援助の発動希望を内容とするその為の緊急性を帯びた双務協定の締結を示唆した。これが、ドイツの緊急行動発出の報をにぎった英国の意向と合致し、英仏両国による三月三一日の対ポーランド安全保障声明となった。

英国外交の一大転換であった。英帝国保持を念頭に宥和一辺倒にその外交を貫いてきた英国もここに及んで遂

に従来の政策を一擲した。それが英国によるポーランドへの一方的独立、領土一体性保障宣言であった。それ迄の英国の対枢軸対応は、ことここに至っては、果して何であったのか、何故もっと早い時機に、ということにもなるけれども、今はその様なことの詮索よりも英国遂にたつ、という凄絶さの方が歴史を書き換えようという観点から問題であった。チェムバレン首相の宣言は、次の如くであった。

「私は、この機会をとらえて再び我が国王陛下下の政府の一般的政策を申しのべることを喜びとする。これ迄、政府は、関係者間の自由討議を通じて彼等の間のすべての相異点を消去する様に努めてきた。これが最も自然且つ適当であると考へたからに外ならない。その見解は、平和的手段において解決出来ない問題は存在せず、話し合いにかわる実力行使とその脅迫には何らの正当性もない、ということであった。

貴下院が御存じの如く、政府は、現在、他の諸政府との間で種々の討議を行っている。これらの討議が妥結する間に政府の立場を鮮明ならしめる為、私は貴下院に次のことを申達しなければならない。即ち、ポーランドの独立が脅威され、ポーランドがこれを全力をあげて排除しなければならないと考へる様な事態が生じた場合、政府は、その力にある全的支援をポーランドに与えることを義務と考へるといふことである。

尚私は、この場合、フランス政府も我が政府と同様の立場に立つことを私から宣明することを同政府から委嘱されたことをつけ加えたい。」

これは英議會下院でなされ、英ポーランド双務協定締結への会談が進捗中なるに鑑み、英政府は、ポーランドの独立を明白に脅威する一切の行動に対抗するすべての行為を支持する、というのであった。⁽¹⁰⁾ (英ポ双務協定は八月二五日に締結される)。こうして英国の対ポ保障附与は、ルーマニア、ギリシア等にまで及ぶ。事態はこの動きの中で明確

化し、ポーランドの英仏との結びつきが前面に出たわけで、ポーランドの骨髄の対独ソ外交、少なくとも対独外交は、事態かく展開しては、ものの見事に破綻したと言わざるを得なかった。

英仏対ポーランド保障への道

しかしこうなるには、魔の三月一五日から二週間に及ぶ、種々の可能性に対する瀬踏みが彼等の間で行われていたことも事実であった。ハンガリーによるルテニア包含が結果したポ・ハ国境の実現でハンガリー、ルーマニア間に緊張が走り、大きな問題がわだかまった。ポーランドは、当該二国と友好を持そうと考える。フランス大統領ルブラン(Albert Lebrun)は英京を訪問して談合をとげていたが、先の英国による四国会談を前提とした四国宣言発出提案に対し、ソ連が、これを原則賛成とし乍らこれにルーマニア、トルコを含めた六国会談計画を逆提案したことは重大であった。英仏両国の対ポーランド保障直前にこのことあるのは①英仏ソの相互牽引の必要性が第二次世界大戦になだれこむ前からお互いの意識の中にあつたこと、②ここへきて尚、しかし、大同小異が相互に消去処理せられない現実を如何せんという状態であることのあらわれ以外のものではなかつた。ポーランドの方では、三月二日の独ポ会谈のあとを受けてリプスキが、ベックに独態度の強硬と変化をつけるところあつたが、二六日対独回答として①懸案問題への拒否の不変更、②これに代るものとしてポーランド・ボメラニアを通じる交通便利の増加とダンチッヒ問題の談合を打出した。リプスキ評するリップントロップ対ポ態度の冷酷化は、この回答を問題とせず、ポーランドの少数民族取扱いの行き過ぎ、反独デモ是正を逆に訴えるにとどまったところに明確に観取された。独ポーランド交渉の結末は、二八日、ベックと独大使フォン・モルトケの間でつけられた。前者は後者に対し、独外相のダンチッヒにおけるポーランドの侵略的態度は、ドイツそのものに向けられたもの、という言明を引いて、ダンチッヒ状態の変更

をめざすドイツの一切の行動は、ポーランドに対する侵害以外のものとは認められない、と言いつつ放ったのであった。¹⁰⁾

ベック外相の英京訪問

この期に及んでも尚、ヒットラー自身は、ポーランドと決裂し、それを英国陣営内に放出してしまう考えをもたなかった。彼の強氣が一方、独ポ交渉の成功を信じ、ポーランドは自らダンチヒを割譲出来ないとしても、問題解決の為、ドイツによるその軍事占領を寧ろ望んでいると考えていた。これ常人のはかり知れざる自尊自我的独特の心理作用であろうか。

ベックは、予定通り、四月三日、英京を訪問した。英国の一方的対ポ保障を英ポ双務的協定に昇華させるのが目的とされた。これは、実質上英国の力に頼る事態で、尚、考えようによっては、英ポーランド対等のドイツ封じ込め政策に固執するポーランドの面子外交という批判も聞かれそうな局面であった。¹²⁾ ベックは、大統領モンツキーとスミグリ・リッツ元帥からその旨を強く吹きこまれていた。ベックはチェムバレン首相とハリファックス外相に会い、英国の独対ポーランド侵略に関し、必要な場合、武力を行使する決意を聞かされた。一切の責任的観念を喪失したドイツの前では、今やこれのみが、平和を救う唯一の道である、と。この時の両者談合のコミュニケが八月二五日の英ポ協定の實質的内容となるものであった。

ポーランドのこの大国主義外交は、しかし、ここで重大な問題決定をひき起す。英ポ接近を聞いたヒットラーは、例の激しい怒りに見舞われ、四月三日、ポーランド攻撃を一九三九年九月一日以降の日に断行することを「策戦白」のコード名の下にトップ・シークレットとして領袖に下達、その準備を下命すると共に一日、その細目を政治指導者達に示したのである。ポーランドの大国主義膨張外交は、一九一九年以来、欧州、東欧に激しく展開され、独ソ両

大國疲弊のうちにその成功をかちとってきたが、該兩國の復活と共に、實質的に空洞化され、今回の運命に逢着することとなつたのであつた。實力を欠く名利外交が如何に空虚なものであるかを示す、これは、一大顯著例であつたと言えようか。

英京に到着したベックは、このことを知らず、ただ當時欧州をおおう不気味な雰囲気、一方、對英國全面的依頼の態度を實質としながら他方、英ポーランド結合をその第三國、とくにドイツに對する影響において、最小限にしようとして決意。英ポーランド結合は、仏ポーランド同盟の單なる延長に過ぎず、これについては、一九三四年一月二六日独ポーランド協定の不侵略宣言がその内容を承認しているところであるという理由づけを構成した。この理論はリプスキからワイゼッカーに四月六日、伝達された。しかし勿論後者は英ポーランド接近の事情の中でこの説明を諒承しなかつた。リプスキは、英ポ結合は二國間防衛的性格のものに過ぎず、ポーランドは反獨國家ブロックに加わることはない旨強調するところもあつたが、空しかつた。ベックは、ロンドンで情勢全く不知のまま、依然ポーランド自主外交を展開していたのであつたと言える。英國側は、この時はベックに對し、英ポ・システムをソ連邦に擴張、これをフランス協調を軸に打ちたてる平和戦線中にとりこむことの必要性をといた。しかし彼は、ソ連とのかかる意味での結合をあくまで拒否した。これはドイツの對ポ攻撃を誘発するのみである。英ポ結合と英國の武力行使決意が、ドイツを孤立させ、あわよくば、即時戦争をドイツにもち来すだろう。これがポーランド外相のヨミ、であつた。ルーマニアをこの防御陣に組みこむことも彼は意見保留とした。これは、ルーマニアとの早急な結合で、ハンガリーとの談合機会を失ふことは賢明ではないと彼が判断した結果であつた。賽はすでにふられていたが、ベックの判断は、すべてはまだこれからだとするそれ以外のものではなかつた様であつた。ルーマニア問題は、ガフエンクが西欧訪問の途

次四月中旬、ポーランドを経由し、ベックと話し合いがもたれた。両国のなすべきことが話し合われ、相互援助を内容とする同盟締結が合意された。目標はソ連とされたが、次いでハンガリー、ドイツによる侵害問題が上程され、前者のみでは、ルーマニア一国で充分とされたが、後者の加わる場合は、ポーランドもその矢面に立つことが合意された。この内容は、四月二三日、ガフェンクから英国政府に伝達された。

英国独立保障の拡大

四月七日、イタリアのアルバニア侵攻によって局面は当然一層危機的様相を強め、比重は枢軸側に一層傾いた。イタリアの暴挙は、一九三八年の四月一六日、一月一六日の英伊地中海現状維持誓約に真向から違背したもので、外交の危機は極まったといわねばならなかった。ここでギリシア、ユーゴスラビア、ルーマニアの運命が問題として前面に浮び上がる。ユーゴ、ルーマニアは小協商の一員であったが、その三本柱の一つであったチエッコスロバキアは、無惨に侵略、解体され、保障国であったフランス、ソ連邦は、この運命を甘受して、彼等のチエッコに対する援助義務を全く履行せず、拱手傍観していた。次に、そして最後の選択として英国立たずんば蒼生を如何せん、という状態で、事態は、そこまで進んでいた。そして英国は、宥和政策にふけていた。その英国は遂に立った。宥和政策の放擲である。ポーランドへの保障。しかし乍らこのことあって旬日を出でずしてイタリアによるこの侵略である。あわてふためく西欧陣営。火の侵掠に莞爾たる枢軸陣営、この危機拡大の事態で四月一三日、英国下院での演説で、チェムバレン首相は、ポーランドへの保障をギリシア、ルーマニアへ拡張した。ユーゴスラビアが当然これに含まれるべきであったろうが、それは、イタリアとの関係改善、ドイツの危険への考慮から英国保障を拒否するということが起った。それは保障なき保障にチエッコの陰をみたのであろうか。フランスでは达拉ヂエ首相が、同日、新聞へ

のステートメントで、対バルカン義務の拡張、ギリシア、ルーマニアへの保障を声明した。英仏陣営の政策転換が、重大な決意を秘めて愈々明瞭となった。彼は、英仏協定の締結に満足の意を表明し、仏ポ同盟を確認した。それは、彼等の利益に対する直接的・即時的脅威の一切に相互保障を与えるものであった。それは、フランスのチエッコソロバキアに対する保障と全く同一の文言であった。法律の条文については、その様なもので、それはおくとしても、情勢が右の様に発展しては、英国の保障は、戦争を避ける為のものか、戦争を仕掛けるものか、判然としなくなった。甚だ危険である。そして事態はまさに後の判断のさし示した如くなるのであるが、この情勢の急激広汎な発展に最も危惧を表明したのは、外ならぬベックであった。ギリシア、ルーマニアでも、英仏両国の保障に右の情勢を考えて独伊両国をおもんばかった複雑な対応を示したことは、ポーランドの場合と同様と言えた。¹⁴⁾

ダンテツヒ情勢の緊迫

この時(四月一六日)、米国大統領ルーズベルト(Franklin D. Roosevelt)は独伊指導者に情勢転回の為、一つの提案を行い、四半世紀間の政治休戦を呼びかけた。¹⁵⁾ これらの一連の動きに應える為、ヒットラーは四月二八日、国会で演説して彼の立場を闡明した。しかしそれは、怒気をふくんだ自らの主義に固執する断固たる強硬策の宣言にすぎなかった。情勢に一喜一憂する人々の希望は、これで完全に打ちくだかれたと言えた。¹⁶⁾ 訪英中のベックは、四月五日、英国下院でのスピーチに際し、ヒットラーの要求への応答をなし、対ソ連共同行動へのヒットラーの誤解を生じさせる声明を正し、ドイツ要求を婉曲に拒否すると共に友好な隣人として生きる為、平等互恵の条件で、ドイツと協議する用意があるとのべ、喝采を博した。ベックの堂々たる外交態度は、まさに大国のそれであった。この内容は、ポーランド大使館からドイツ外務省へ伝達された。事態は、しかし、この為袋小路にまよい込み、リプスキさえ辞意を表

明してベックに慰留される次第となり、独軍、ボ軍共に一旦緩急の際にそなえて具体的準備に入るといふ展開となった。ダンチヒでは、偽裝軍の組織があり、東プロシアから要員が流入して、クーデターの噂がしきりにとび交った。ポーランド軍では一部動員が下令されたと言われ、四歩兵師団、一騎兵旅団、軍特別要員の召集が行われ、独戦略の研究と防塁並びに完全防衛の研究が強化された。しかし戦力三〇〇万を呼号するに至るナチス・ドイツの戦力にこの寡兵でポーランドは如何に戦うつもりであったのかという疑問は何時迄も残る。事実、ドイツのポーランド侵攻時(九月一日)のその兵数は五三個師団、航空機一六〇〇機が当てられたのであった。⁽¹⁷⁾ポーランド側は、英仏両国の軍事援助費を期待していた。その交渉は成功的ではなく、英国の援助は、独軍のポーランド領侵攻の後であった。ボ軍の不能率とその敗退は、主としてこの為であった、とポーランド側は、主張している。⁽¹⁸⁾

(一) DDF, 2e série, t. XII, no. 85, フランソワ・ポンセ (François-Ponce) 駐独仏大使の報告(一九三八年一月二日)によれば、ドイツ国はポーランドのチエッコ問題解決によるオーデルベルグ占領にかんがみ、その代償としてダンチヒの独領編入に同意することとなろうという噂が、ベルリンに広がっている、とある。これに関連し、ベルリンの噂を否定する報告もある。ibid., no. 162. 駐ワルソー仏大使 (Léon Noël) よりのダンチヒ上院機関紙 (Le Vorposten) をひいてのそれ。

(二) 法学論集第三十号、「一九三九年不可侵協定への独ソ交渉の端緒」拙稿、五四—五五頁。

(c) Roman Debicki, Foreign Policy of Poland, 1919-1939, Frederick A. Praeger, 1938, p. 125. DDF. op. cit. no. 216, pp. 374-75. アンシヘルス (1'Anschluss) とスチーテン併合解決の後、東プロシアの運命につき回廊の消去は、ヒットラーの「使命」達成の為の論理的帰結であり、彼の主たる事業の一環を形成するものであった。彼はベルヒテスガーデンの熟考の中にこの観念をもて遊んだ。彼が、ボルシェビズムとロシアに対する「友好独ポーランド同盟」(amitié et alliance)を次の領土的変更を両国関係の基礎とする代りに提案したことは、従って当然の道すじであって、その意味では驚くに当らないことであった。(1)ポーランドのグデニア保持——それによって形成される純粋にポーランドの街と港。(2)グデニアに至る鉄道のポーラ

ンドによる保持。ビスチュラ河とダンツヒ港の使用はポーランドに保障される。(3)回廊のドイツ帰属。(4)当地方のスラブ族住民 (les Kachoubes) と上部シレシア、或いは、ポメラニアとポズナンに現実に居住するドイツ農民との交換。これで見るとヒットラーの当初のポーランド想念は甚だ大なる征服企図で、実際にポーランドに提示されたものよりはるかに暴、且つ壮大である。ここに現実提示のプランを世界史的解決と呼ぶ彼のひとりよがりの自大性があったのかも知れない。

- (4) L'accord franco-polonais du 19 septembre 1921, le traité de garantie mutuelle signé à Locarno le 16 octobre 1925 et la convention militaire franco-polonais du 21 février 1921. これらは、軍事協定をさへも含んでいたが、第三国とくにドイツに締約国が攻撃の脅威を受けた場合、もしくはそれが、締約国の一に対して動員体制に入った場合、他方は一方に対しとるべき手段につき協議することを規定した。援助も規定されたが、それは、直接軍隊を派遣して行うそれとなく、技術的、物質的なもので、尚仏ポーランド間の通交を確保することも規定されていた。ここを以てみれば、一九三九年三月三〇日の英仏兩國のポーランド独立と領土一体保障はまさに画期的なそれであったと言える。尤もその実行と実効は、同年九月一日の實際上の独軍侵犯がポーランドに対し加えられてからのこととなるのであるけれど。即ち、その時英仏の対独敵対は、九月三日となり、一日に既にポーランドは、その未明から独軍の猛爆と鉄兵に蹂躪されてしまっていたのであった。

- (5) The Pact of Non-Agression between the Soviet Union and Poland, 25 July 1932. 一九二一年三月一八日の平和条約(ソボ戦争)が現在両国関係の基礎である。国際問題の解決は平和的手段によることが基本である。かくして一九二八年八月二七日にパリで調印せられた「戦争放棄協定」と一九二九年二月九日の「モスコウ議定書」を補充・完成さすことを、本協定締結の目的とする。これを前文としてソ・ポ二国は、相互に攻撃、侵略の意図を放棄し、第三国と締約国の一方との紛争に、地方は、敵対国に援助を与えず、また一方への如何なる敵対条約にも参加しないことを誓約する。締約国間紛争は、如何なるものも平和手段以外には解決しない。解決困難なるものは別途定める両国間仲裁の手続に附す。期間は、三年、半年前廢棄通告なければ二年間延長。Protocol prolonging the Pact of Non-Agression, 25 July 1932, with Final Protocol, 5 May 1934. 一九三二年ソ・ポ協定の有効な影響に鑑み、当該協定を締結する。この趣旨により、当該協定を一九四五年十二月三十一迄、その効力を延長する。期限半年前廢棄通告なければ協定は更に二年間有効となる。

- (6) Gerhard L. Weinberg, the foreign policy of Hitler's Germany, Diplomatic Revolution in Europe, 1933-36, The Univ. of Chicago Press, 1970, pp. 57-67.

ヒットラーは、早くも一九三三年二月頃、断固ポーランド回廊地域をドイツに奪回すると言明したことが新聞 (London Sunday Express of 13 Feb. 1933) にとりあげられていた。ポーランドは、これに対して、こちらも断固、この地域を守るとした。この為か、ポーランドはこの時機、ダンチツヒのポーランド West-plate の守備隊を八八名から二〇〇名に増強し、これが種々、当然、物議をかもした。外相ベック (Josef Beck, 一九三二年一月二日、昇格) はフランスと個人的に摩擦があった。彼は同国から、Persona non grata と判定されたことがあったからであった。この関係からもポーランドがドイツに接近するよすががあった。これは、ポーランドとベックにすれば、脅威のドイツに接近し、その懐にとびこんでゆこうとする一つの契機であったと言える。ヒットラーの方は、選挙に熱中していたが、ダンチツヒに介入し、交渉の中で Ziem, Ernst 政府の支持勢力が後退し選挙の挙行となった。民族国家社会党のフォースター (Forster, Albert) は活躍していた。ポーランドの対独脅威が絶えず噂された。ヒットラーは、内心独軍備の無力を熟知していた。この様な情勢の中で、ピルススキ (Pilsudski, Josef) は、ヒットラーとの接触を考え、ヒットラーも駐独ポ大使ワインスキ (Wysoski, Alfred, since early 1931) との面談を承諾するに至った。それは一九三三年五月二日に行われた。ヘルサイユ条約の非違は、是正されねばならないが、それは武力によってではないこと、ポーランドのダンチツヒにおける地位は、平和条約の決定以上のものであってはならない、とヒットラーは言明した。ダンチツヒの選挙は、ナチ党を投票数においてカツカツの多数とした。こうした情勢の中で、五月一七日のドイツ国会 (Reichstag) のヒットラー・スピーチで、彼はポーランドとの双務協約の締結問題を示唆するに至ったのである。ダンチツヒ選挙の結果は民族国家社会党のラウシュニング (Rauschning, Hermann) を上院の議長とした。そしてその党の内閣が誕生した。これらが、独ポ接近に至る情勢のそもその背景であった。

(7) Debicki, R., op. cit., pp. 126-30. 彼等は、ウィーン、グラーツ、ライプツヒ等でラジオ宣伝をやっていた。海外向けそれは、独立ウクライナ国家を印象づけることであった。ポーランドの憂慮は、これが、ポーランドのウクライナ少数民族を活気づけ、祖国の分裂に導くことであり、またルテニアは、共産主義活動の温床で、その反政府傾斜もまた鋭いものがあり、更にはその運動の強力伝播が、ポーランドに起ることであった。解決の一方法としてハンガリーが、ルテニアを合併することが望まれた。つまり数世紀間存在していたポ・ハ国境を再現するということであった。これはポ・ハ両国友好を培うであろうし、又大ダンニープ構想の一環ともなるものであった。しかしこれにはルーマニアが、反対であった。ハンガリーの膨張は、ルーマニアにトランシルバニア返還につながるかも知れない要求をつきつけてくることが恐れられたからであった。

(8) Maurice Baumont, *La Faillite de La Paix***, Presses universitaires de France, 1968, pp. 835. ヒットラーは、一九三七年一月という時機に、リプスキの訴えに對し、ダンッチェ問題は、独ポ関係を損うものとなるべきものではない、と宣言していた。この時、彼は明確に、この問題につき un fait accompli はないといっていたのであった。アンシユルスの際もワルソニによる、問題は「オーストリアの国内問題である」という宣言によつて、ベルリンは、ダンッチェに關するドイツ要求に注意を払うことはなかつた。しかし一九三八年九月二〇日になると、リプスキが、ヒットラーに完き兩國友好の為にジュウリイ問題の解決をはかる為、ダンッチェ状態の安定化に資する一条約の締結を示唆した時、ヒットラーは、この問題をとらえて尚、それを越える提案を行った。それは国境の確定と、そして「回廊を横切る回廊」の建設とであつた。それは三〇米幅の治外法権地域 (une zone extraterritoriale) の鉄道に隣接するといふ構想であつた。これは、一九三五年からヒットラーによつて示唆されていたと言ひ、彼のポーランドに對する態度は根元において、最初から固まつていたということも出来るのであつた。ヒットラーは、この根本觀念の上で、ポーランドに色々なことを口から出まかせにしやべつていたということも言えるのである。

(9) *Id.* (1919—1990). 三月一五日事件の前、危機のどの前兆もまだあらわれていなかった時、一月五日、ベック大佐は、ヒットラーによつてベルヒテスガーデンに招かれた。彼は、最高の礼を以て迎えられ、ヒットラーは、ソ連に對抗する二國の共同について強調した。彼は、改めてダンッチェと回廊の問題を提出し、これが「既成事実」方式で処理されることはない、と約束した。全体的に、ベックは、半途の満足を与えられた。しかし彼は、フランス政府にドイツの要求事項が如何なるものであるかを(先の一〇月におけるよりも尚一層)明かすことはない。「ベック大佐よりも興奮を速くに押しやることはむづかしかつた」、トロン・ノエル (Léon Noël) はのべた。

フォン・リッベントロップは、彼の巡遊の途次一月の終りにポーランドに入った。これはウイールヘルムストラーゼの主人が、同國を訪れた最初であつた。一九三四年一月条約の記念式典が行われた。フォン・リッベントロップは、ソ連に對抗してポーランドを一つの共同に持ち来そうと試みた。目的は、ウクライナ征服の爲である。この問題についても、ダンッチェ問題と同様、彼は慇懃な拒絶に會う。それにもかかわらず、一月三〇日の彼の講演でヒットラーは依然独ポ友好関係を嘉みし、三月二日には、ポ大使との會談で同様の態度をとつた。

(10) *DBFP. V. IV, No. 581. Id.*, pp. 236-39. 三月一五日を以て、すべては變つた。チエッコスロバキアの解体、サブ・カルパ

ト・ルテニアのハンガリーによる併合、ドイツのメメル奪回、これらはすべてポーランドに新しい危険をつくり出したのである。これらの危険は、リプスキとフォン・リッペンントロップ間の三月二六日、二七日の会談で火花を散らした。ポーランドは、反ソビエト陣営に加入することを求められた。ダンチヒに対する要求が、一新しくまた強力に提出された。騒擾が広がり、ナチ管区指導官フォルスターによって組織された一揆が、三月二九日、ダンチヒで決行されようとしていた。バルチック海では独海軍のデモンストレーションが繰り広げられるだろう。三月二八日、ジョセフ・ベックは、ダンチヒの現状変更を認める位なら寧ろ、戦争に訴える、と宣言した。しかしベックが、多くの場合、ひとりで、ドイツとポーランドの友好関係を維持することが出来ることを輿論に反しながらも秘かにドイツに認識さそうとしていたことは注意しなければならない。

(11) DiB. 一九三九年三月二一日、二六日の独外相とポ大使の会談と予想。ダンチヒ問題は、以前と同様に続くであろう。ポーランドは、挑発されてはならない、上院議長の評価。三月二九日、ハンガリー外相 (Osáky) は、ワイゼッカー (Weizsäcker, state secretary, 外務担当相) に彼がポーランドに影響したいとヒットラーに伝えて欲しいといったが、ヒットラーは、彼のオーストリア時代、ハンガリーに反感をもったから、それは無駄だと後者は答えた。ワイゼッカーは四月五日、駐ポ大使モルトケ (Moltke) に、ポーランドはこの段階でどうしようもないとのべ、リプスキの要請は受入れられない、しかし彼が、ポールを投げかえし、我々が彼等の提案を何らとりあわないのだという外観を与えないことが必要だと言った。とにかくドイツのこれからの意図をさぐられないことが必要である。

(12) DBFP. V.IV, No. 498. ポーランドの立場は、ドイツのチェッコ解体によって極端に弱化したことは、疑いを入れない。これ以上のドイツの東欧進出は、ポーランドにとり決定的有害となる。ポーランドとチェッコをわけているこの問題は、ポーランドが、侵害に対し独立と領土の一体性をかけて戦えるということである。その結末は、希望なきものであるとしても、ポーランドの輿論は、最近の一連の出来事によって大へんなショックを受けている。この事態については、ポーランドの全階層が認めてくる。Enclosure in No. 498, No. D2, 9. ポーランドの軍事力に関して言えば、軍隊は長い忍耐の末、よく訓練されている。しかし重砲と対空砲は不足している。それは多分、五四個師団と航空機五〇〇を動員、配備出来る。しかしその物資は、これらを長く展開出来ることからはほど遠い。the same 10. ポーランドは戦略的に、今やドイツと三境界線を接している。その海への出口と、シレジア工業地帯は容易に独軍の進軍を許す。一方西部の広闊な平原は、東プロシアとカルパチアからの進入と共に独軍の容易な進攻径路となる。尚、独空軍は純粹軍事行動に優勢を持し得る (ワルソーは、東プロシア国境からせ

いざい約一五〇軒の地点にある」と共に、ポーランド市のどこをでも意のままに破壊出来る力もっている。

- (13) DBFP. V. III, No. 1. この問題につき、対ポーランド勸説は、実に屢々なされ、それは独ソ不可侵協定締結時迄もなされるのであるが、ポーランドはこれに解決の道を与えなかつた。最後ポーランドが、これに前向きな姿勢を示すのであるが、それは、独ソ開戦のその日であったと言つてよい状態であつた。一九三九年夏期を通じ、駐ソ英仏大使 (Sir W. Seeds & M. Cambon) 等が問題解決に車輪の活動を展開した。①ルーマニアを含め、ソ連の援助を受け入れて、対独戦線を構築する。②ポーランドのある地域に、この為、ソ軍の駐留を認める。③この為のソ軍の要請は次の如くである。(a)とくにウイルノ地峡を含むポーランド地域の通過。これは東プロシアの独軍に対抗する為である。(b)敵軍と接触する為、ポーランド・ガリシアを通過する。(c)独軍進攻を迎撃する為、ルーマニア地域を使用する。これが、ポーランドに対する英仏両国の要請の具体的内容であつた。そしてポーランドはこれに前説の如く反対する。ソ連はこれを見越して、ソ連は、ポーランド、ルーマニアと何の条約関係も有しないので、この問題の解決については、英仏両国政府が責任を以て努力してくれる様に要求した。この条件が満たされねば、これ以上の問題の交渉は無効である、と主張するのであつた。そしてこれに従つて英仏駐モスコウ大使は、問題解決に英仏両国政府、ポ・ル両国政府に働きかけて前述の如く努力をくりかえすのであつた。

- (14) FP. pp. 846—47. ルーマニアに対する保障については、以下の様な事情が先行していた。一九三九年の春、ドイツによるルーマニア攻撃の噂が、ロンドンでしきりに行われていたので、英国政府は、ルーマニアと関係不良である(第一大戦と共にルーマニアによるベッサラビアの奪取)ソ連邦にルーマニアの安全保障についてたずねたところがあつた。ソビエトは、この仮定の問題につき、三月一九日、ブカレストにおいて次の六カ国による会談において、これを検討したいと申し入れた。英仏ソ、ルーマニア、ポーランド、トルコの六カ国であり、彼等は、ルーマニア問題に最も関心の高い国々であるとされた。しかし英国政府はこの様な時間をくつた会議の招請に反対した。理由は、何と、「時期尚早」というのであつた。そして同政府は、英仏ソ・ポーランドによる次の宣言を採択することを提案した。「欧州の一国に対して企てられる独立侵害の行動に対し」四国は直ちにとるべき共同手段につき協議する、と。しかし、これに対し、ポーランド外相ベックが反対し、結局この案はつひえた。それは、註(13)にのべたソビエト忌避の態度からであつた。こうした事情の下に英国の中東欧諸国独立、領土一体性保障が結果することは屢々言及する如くである。

- (15) 「第二次世界大戦の史的背景」拙著、二三書房、一九九四年刊、二六一—六三頁、参照。

- (16) 法学論集第三十号、「一九三九年不可侵協定への独ソ交渉の端緒」、一九九三・三、五二一—五四頁。
- (17) WAB. pp. 36-37. ドイツによるポーランド攻撃は、一九三九年九月一日午前四時四五分にはじまった。宣戦布告はなかった。これは策戦白と呼ばれた (Fall Weiss)。投入兵力五三個師団、六装甲部隊と全機械化部隊がこれに含まれていた。西部戦線には、一〇個師団のみ残された、ドイツはこれで充分活動可能なりと判断していた。総司令官ブラウキッツェ大將 (Braun-chisch) 、北軍ボック (Bock) 、南軍ルントシュテット (Rundstedt) 。ボック軍司令官軍・キュヒラー (Kühler) (第四軍) ・クルーゲ (Kluge) (第三軍) 。ルントシュテット軍・トラスコビッチ (第八軍) ・ライヒェナウ (Reichenau) (第一〇軍) ・リスト (List) (第一四軍) であった。グデアリアン (Guderian) 、クライスト (Kleist) が装甲部隊を指揮した。空軍は、ケッセルリンク (Kesselring) とフェール (Föhr) に指揮され、一六〇〇機がこれに所属した。ルントシュテット軍は、ポ領南西のシレジアから侵入を開始し、トラスコビッチの左軍は、ボズナンを指向。右軍リストは、クラコウからカルパチア山系に向った。中央軍ライヒェナウは、ワルソーとサンドミエルク市の間をビスチュラ河めざして進撃した。キュヒレルは東プロシアから南下してワルソーと東のバググ河ラインをめざし、クルーゲは、ポーランド回廊を横切つて、南下するキュヒレル軍との結合をはかった。ポーランドは、二三個歩兵正規軍師団と七個動員師団を有するに止まった。装甲部隊は一個師のみで、大砲は数少なかった。騎兵の大部隊がこれに加わっていた。予備兵は八月三〇日に動員下令され、陣容とこのわなかった。空軍は五〇〇機で、時代おくれと言われ、独軍侵襲を喰止める力をもたなかった。ポーランド軍総司令官スミグリ・リッツは、麾下の有力部隊をポーランド北西部に展開し、ボズナンとポーランド回廊に大部隊を配した。前進守備をとって攻撃する戦術が実施されたが、これに甚大な損害を生じた。多くの部隊は、新卒の補充部隊が到着する前に次々打ち破られた。全線で、訓練・装備にまさる独軍は、緒戦で勝利を取めた。海空軍戦闘でも状況は、同様であった。四ポーランド駆逐艦のうち三隻が、戦闘開始前英国にのがれ、後、一潜水艦が同様の挙に出た。緒戦第一日に独ドレッドノート型戦艦シュレッスウィヒ・ホルスタイン号がウエスタープラットのポーランド海軍基地を砲撃した。以上が戦闘開始、一九三九年九月一日の戦況であった。
- (18) FPP. pp. 144-45. ハックは、政治と商業関係を結び合わせることを避けたい気持からロンドン会談の日程に経済問題を含ませることを拒否していた。ワルソーに帰着してから彼は駐英大使ケンナード (Sir Howard Kennard) に試案として、ポーランドの財政的必要性を打明けた。そして駐英公使ラジンスキー (Count Edward Raizynski) にこれにつきチェムブレインとハリファックスに接触する様下令した。原則として英国政府は、これに好意的に対応した。かくしてポーランド代表団は、

ポーランド銀行総裁コッホ(Adam Koc)を団長として、六月、ロンドンに向け出発した。交渉のそもそものはじめから英ポ兩國の思惑は喰い違っていた。ポーランド側は、長期の財政的、経済的調整を欲し、英国大蔵省と英国銀行は、主としてポーランドの武器買付けの援助をすることをめざしていた。しかもこれらは英国も緊急の必要とするところで、その供給は、自ら限られたものとなる筈であった。ポーランドは、無制約の商業クレジットと現金借款を欲した。英国は、コモンウェルス内の武器買付けの為の輸出クレジットを与えるとし、また現金に兌換出来る金地金と外国為替による借款を与えることを望んだ。これはポーランドにとって一方、厄介なものであった。五千万ポンド、少くとも二千五百万ポンドを与える代りに英政府は約八百万ポンドの輸出クレジットと五五〇万ポンドの譲渡性現金借款の提供を申出た。両国間のギャップをうめる相互的な努力にかかわらず、八百万ポンド余の商業クレジットのみが七月に実現した。同時に平行的四億三千万フランのフランス・クレジットが獲得された。現金クレジットは、ポーランド侵略が開始された日から六日後の九月七日になって漸く実現した。英国において、買付けられた戦争物資は、船積みがおくれ、戦争開始に間に合わなかった。このゆっくりとした財政論議は、結局失敗と言え、この結果、ポーランドの装備必要は、満足せられず、多量の人的資源はこの為戦争の破裂した時、充分に活用せられないままとなった。外国、とくにドイツでは、このことから英仏のポーランド援助は、決して効果的なものでなく、おそれるに足らないものだと言論づけられた。